



2014年5月22日

陳情者 連合北海道幕別地区連合

大井 伸彦

住 所 幕別町本町129番地の2

「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書

【陳情趣旨】

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。

2007年以降、全道では、20校が募集停止または予定、17校が再編・統合により削減または予定とされています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減や、子供の進学を機に地元を離れる保護者など、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど地域の活力を削いでいます。地元の高校を奪われた子供達は、遠距離通学や下宿生活等で、精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれる実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」で、「他の高校への通学が困難」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元の入学者が20名を切ったことを理由に「募集停止」としたことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に転嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」では、道内の高校の約43%がなくなり、「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながることから、地域に高校を存続させ、希望するすべての子供に後期中等教育を保障していくべきです。

そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出すことが必要です。

以上の趣旨に基づき、意見書を、北海道及び関係行政庁に提出くださるよう、要請いたします。

記

- 1 2006年策定の「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」は、子供・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃し、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うとのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に 応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。

2007年以降、全道では、20校が募集停止または予定、17校が再編・統合により削減または予定とされています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減や、子供の進学を機に地元を離れる保護者など、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど地域の活力を削いでいます。地元の高校を奪われた子供達は、遠距離通学や下宿生活等で、精神的・身体的な負担が増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれる実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」で、「他の高校への通学が困難」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元の入学者が20名を切ったことを理由に「募集停止」としたことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に転嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」では、道内の高校の約43%がなくなり、「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながることから、地域に高校を存続させ、希望するすべての子供に後期中等教育を保障していくべきです。

そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出すことが必要です。

以上の趣旨に基づき、意見書を、北海道及び関係行政庁に提出くださるよう、要請いたします。

記

- 1 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します

2014年 月 日

幕別町議会議長 古川 稔

【提出先】 北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長
北海道知事 北海道議会議長